

混合型血管奇形の難病指定を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成20年12月12日

提 出 者

郡山市議会文教福祉常任委員会委員長 小 島 寛 子

混合型血管奇形の難病指定を求める意見書

混合型血管奇形という病気は、生まれつき血管及びリンパ管の形成が不全で、不要な血管が多数存在する病気で、特徴としては、あざや腫瘍ができ、異常な血管が体の成長に合わせて増大し、多くは痛みを伴い、自然治癒が望めず、腫瘍や血管の形成異常からくる血流過多などにより、病変部は正常部位と比べて肥大化、伸長化する傾向にあることなどが挙げられる。

また、症状の度合いによっては、患部に衝撃を与えると大量出血を引き起こしたり、患部のウイルス等の細菌感染により深刻な事態をまねく危険性も持ち得ている。

しかしながら、この病気をきちんと診断し治療まで総合的に行える医師、病院が全国的に極めて少ないのが現状で、診療体系が確立していないために体の異変を訴えながらもきちんとした病名までたどり着かず、経過観察のまま苦しんでいる患者が数多く存在している。一刻も早くこの病気の原因究明と根本的な治療法の確立を切望する。

よって、政府においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

「混合型血管奇形」を難病指定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月16日

郡山市議会